



それ「密漁」かも？

7月5日に波津海水浴場が海開きとなり、休日には多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せています。

家族や友人と海水浴やシュノーケリングなどを楽しんだ際、岩場などでサザエやウニを見つけることがあると思いますが、漁業権がない人が持ち帰ったり食べたりすると漁業法違反、いわゆる密漁となります。

密漁は水産物が枯渇する原因の一つであり、漁業を生活の糧としている関係者に多大な影響を与えます。

また、ビナと呼ばれる小さな巻貝など、地域ごとに密漁の対象となる水産物が異なるので、事前に対象となる海域の漁業組合に問い合わせを行い、知らないうちに密漁の犯人にならないように気をつけましょう。



また、密漁者を目撃した際は110番通報のご協力をお願いします。

広報 波津

緊急時
110

折尾警察署
093-691-0110
波津駐在所



自然災害に備えましょう

○ 日頃からの備えが大切です

お住いの地域で過去に発生した自然災害を確認し、いざという時のために「避難場所」と「避難経路」を確認しておきましょう。

また、家族で災害時の連絡方法を確認し合ったり、非常時の持ち出し用の荷物を日頃から点検するように努めましょう。

○ 最新の気象情報を入手しましょう

テレビ、ラジオ、ネット等で配信される最新の天気予報をこまめにチェックし、大雨・洪水警報が発表されたら、明いうちに避難準備をしましょう。



巡回連絡にご協力をお願いします

巡回連絡とは？

交番・駐在所の担当警察官がご家庭や職場を訪問し、

- 犯罪や事故の被害者とならないためのアドバイス
- 犯罪や事故発生時の措置
- 困りごとや警察活動に対するご意見・ご要望のお伺いなどを行う重要な警察活動の一つです。

巡回連絡カードの記入にご協力を

巡回連絡の際にご記入頂く「巡回連絡カード」は火災や地震等による被害、盗難や交通事故等に遭った場合など非常時の連絡に役立てるものです。記載して頂いた個人情報については、ご本人の日常生活の安全と安心の確保に役立てる以外は、絶対に利用することはありません。

ご家庭が不在の場合は？

ご不在の場合は「パトロール・カード」を投函させていただきます。

このカードは名刺サイズの大きさであり、カードが投函されているご家庭には、後日また警察官が訪問することがありますので、その時はご協力をお願いします。

